

9. 整備の進め方

本章では、令和8（2026）年度～令和22（2040）年度の15年間における整備の進め方を前期、中期、後期に分けて設定します。また、客館については『大宰府跡客館地区整備基本構想』に従うものとします。

9-1 基本的な考え方

現在、本史跡の中で、政庁跡の老朽化が目立ち、広い範囲で補修が必要な状態となっています。他方、本史跡では公有化が進展し、蔵司地区や来木地区をはじめ未整備の箇所が存在し、新規整備が検討される箇所も存在します。

補修や新規整備が求められる一方、広大な史跡指定地（面積33.55ha）を有する本史跡の整備では、人材や予算の確保等の観点から段階的に進めることを前提に考える必要があります。

本計画では、身近なオープンスペースとして多くの市民や来訪者に親しまれる本史跡の整備の推進にあたって、本史跡を訪れる人々の理解を得ながら進めていくことを目的として、老朽化が目立つ政庁跡とその周辺の整備を第一とし、整備の拡大を図っていくことを目指します。

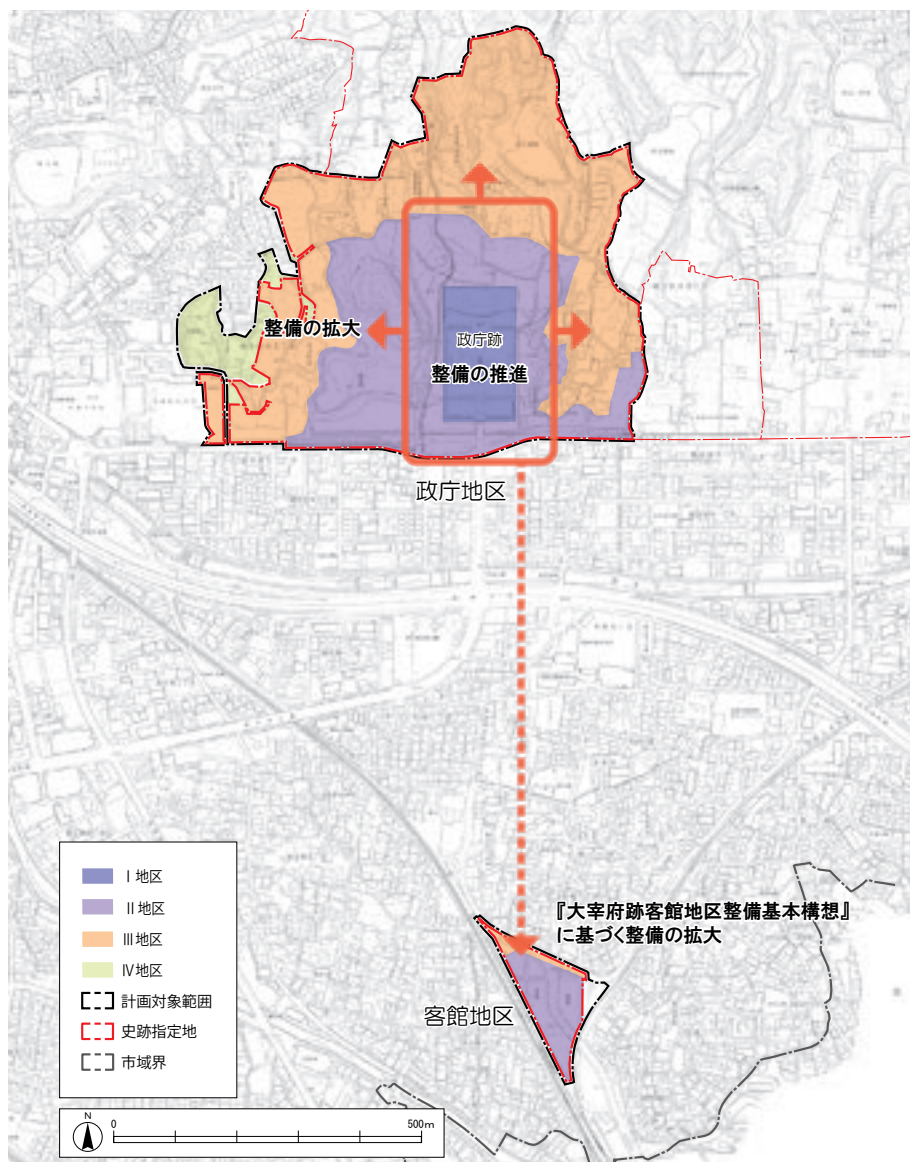


図9-1：整備の進め方イメージ

9-2 実施計画

整備の推進にあたって、本計画の計画期間である15年を前期5年、中期5年、後期5年に分けるとともに、その後を長期15年と設定し、整備の進め方を整理し、整備プログラムを設定します。

なお、客館跡については全体の整備の進捗を踏まえつつ、『大宰府跡客館地区整備基本構想』に基づくⅡ期整備やⅢ期整備の推進に取り組みます。

<前期>

昭和40年代～50年代の整備から約50年の時を経て老朽化が目立つ一方、時代のニーズに対応した新たな公開・活用が求められる政庁跡の整備の推進を目指し、Ⅰ地区に位置付けられる政庁跡の保存整備、復元整備、説明板の整備の推進に取り組みます。

また、調査の進捗状況と保存整備の重要度を踏まえ、Ⅱ地区において、蔵司跡丘陵部の保存整備を推進します。

<中期>

来訪者への解説機能の充実を目指し、Ⅱ地区にある遺構保存覆屋「大宰府展示館」の機能強化に向けた再整備に取り組みます。

併せて、古代大宰府の全体的な都市像を想起させるような整備の推進を目指し、東月山官衙跡の復元整備箇所の補修に加え、蔵司跡と月山東官衙跡を通る四条路跡の整備の推進に取り組みます。加えて、Ⅱ地区において、政庁跡と一体となった周辺の整備として、案内板・解説板、地形造成、緑地、水路・濠の整備に取り組みます。

<後期>

本史跡全体の回遊性の向上を目指し、優先度を踏まえつつ、園路整備や多目的広場、既存の管理・便益施設の整備等の推進に取り組みます。

また、Ⅲ地区において、案内板・解説板、地形造成、緑地の整備の推進に取り組みます。

9-3 整備事業に必要となる調査等に関する計画

本史跡については、政庁地区は九州歴史資料館が、客館地区については太宰府市文化財課が発掘調査を行い、2-2(1)で記述したように成果が報告され遺跡の内容が明らかにされています。また、政庁地区については過去の現状変更許可申請手続きの伴う地表からの深さなどの地下遺構に関する情報が諸所に存在します。

今後は、これら過去の情報を活かし、遺構の保護を前提とした整備の推進に取り組めますが、国・県との協議を踏まえ、整備工事施工に伴う遺構への影響を検討するにあたって情報が不十分と判断される場合は、目的に応じて限定的・補助的な発掘調査、地形測量調査、地盤調査等を行います。

また、遺構保存や修理の方法、復元遺構や設置施設等の表現や長寿命化の方法、整備に用いる素材等について、先進事例の調査（現地視察や事例収集等）や計画期間を越えての施工躯体の運用状況のモニタリング調査等、必要に応じた調査を行います。

得られた調査成果は、新規に得られた追加情報とし、基本設計や実施設計等に反映します。

地区	分類	事業	前期(5年)	中期(5年)	後期(5年)
政庁地区					
Ⅰ地区	遺構保存	正殿跡保存整備事業			
	"	解説施設整備事業			
	遺構の表現	政庁跡の復元事業			
Ⅱ地区	遺構保存	蔵司地区丘陵部保存整備事業			
	"	説明板の整備事業			
	地形の造成	表層崩壊箇所等の修復事業	調査		
	"	表層流出箇所等の修復事業	調査		
	"	流水浸食箇所等の修復事業	調査		
	緑地	林縁部整理事業	調査		
	"	竹林整理事業	(市民団体と連携し適宜実施)		
	"	サクラ等の整理事業			園路と同時
	"	水草等管理事業		濠と同時	
	排水施設(水路・濠)	水路整備事業			園路と同時
	"	濠整備事業		四条路と同時	
	遺構の表現	月山東官衙跡の復元事業			
	"	四条路跡の整備事業	政庁跡前		
	"	"	蔵司～来木周辺		
	"	"	月山周辺		
	動線	園路の整備事業(メイン)	北側		
	"	"	政庁東側		
	"	"	政庁西側		
	"	"	蔵司		
	"	園路の整備事業(サブ)			
	"	回遊動線(広域)の整備事業	※県との協議		
	案内・解説施設	総合解説板・案内板整備事業			
	"	解説板整備事業			
	"	案内板整備事業			
	"	既存の管理・便益施設の整備事業等			
	公開・活用施設	遺構保存覆屋「大宰府展示館」再整備事業			
	"	「大宰府展示館」視点場の環境整備事業			
Ⅲ地区	地形の造成	表層崩壊箇所等の修復事業		調査	
	"	表層流出箇所等の修復事業		調査	
	緑地	林縁部整理事業		調査	
	"	竹林整理事業	(市民団体と連携し適宜実施)		
	"	サクラ等の整理事業			
	動線	回遊動線(広域)の整備事業			
	案内・解説施設	総合解説板・案内板整備事業			
	"	解説板整備事業			
	"	案内板整備事業			
	多目的広場、管理・便益施設	多目的広場(導入拠点)整備事業	北広場		
	"	"	西広場		
	"	既存の管理・便益施設の整備事業等		調査	

表9-1：整備プログラム

…補助事業

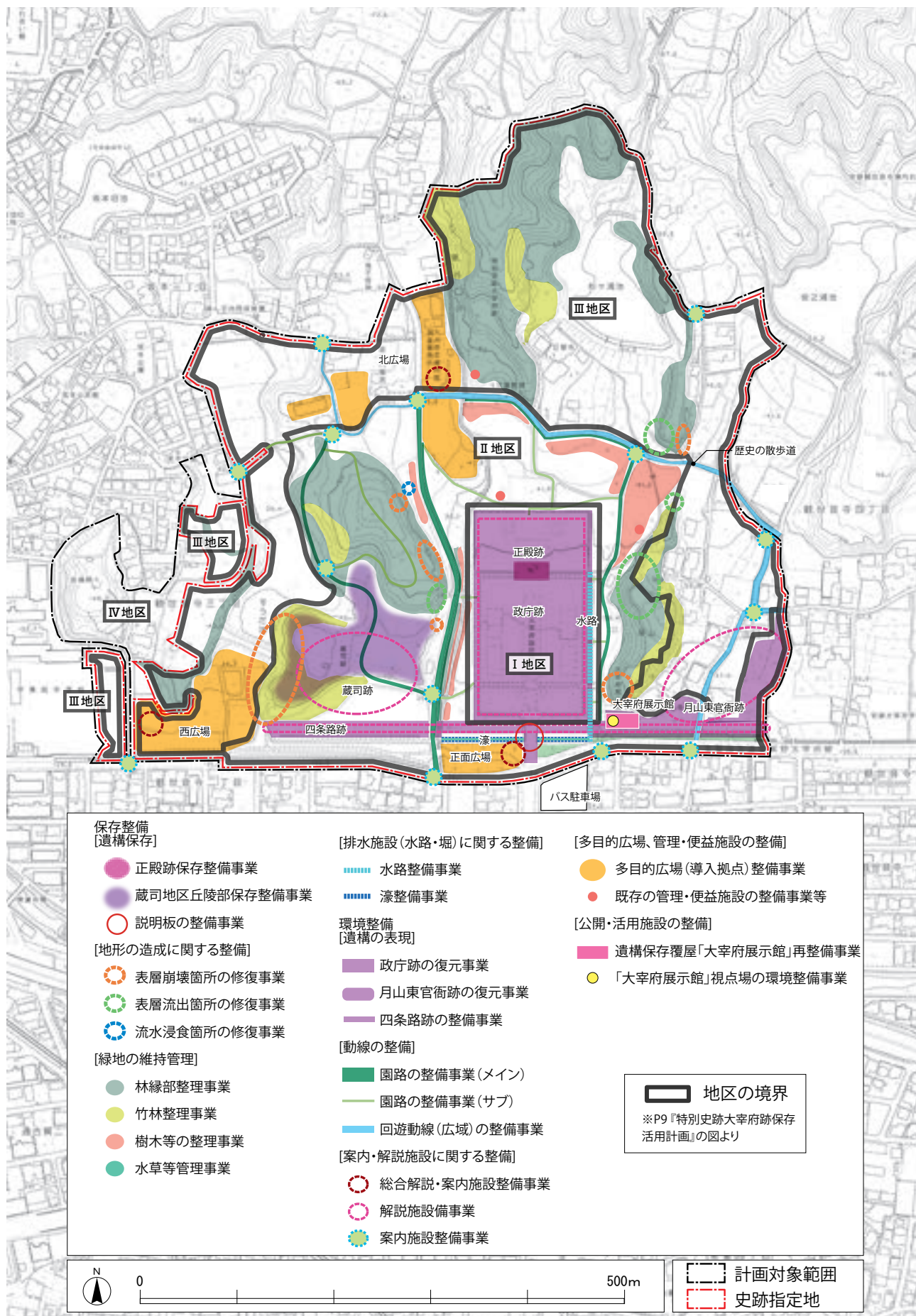


図9-2：整備計画と地区区分の関係（政庁地区）

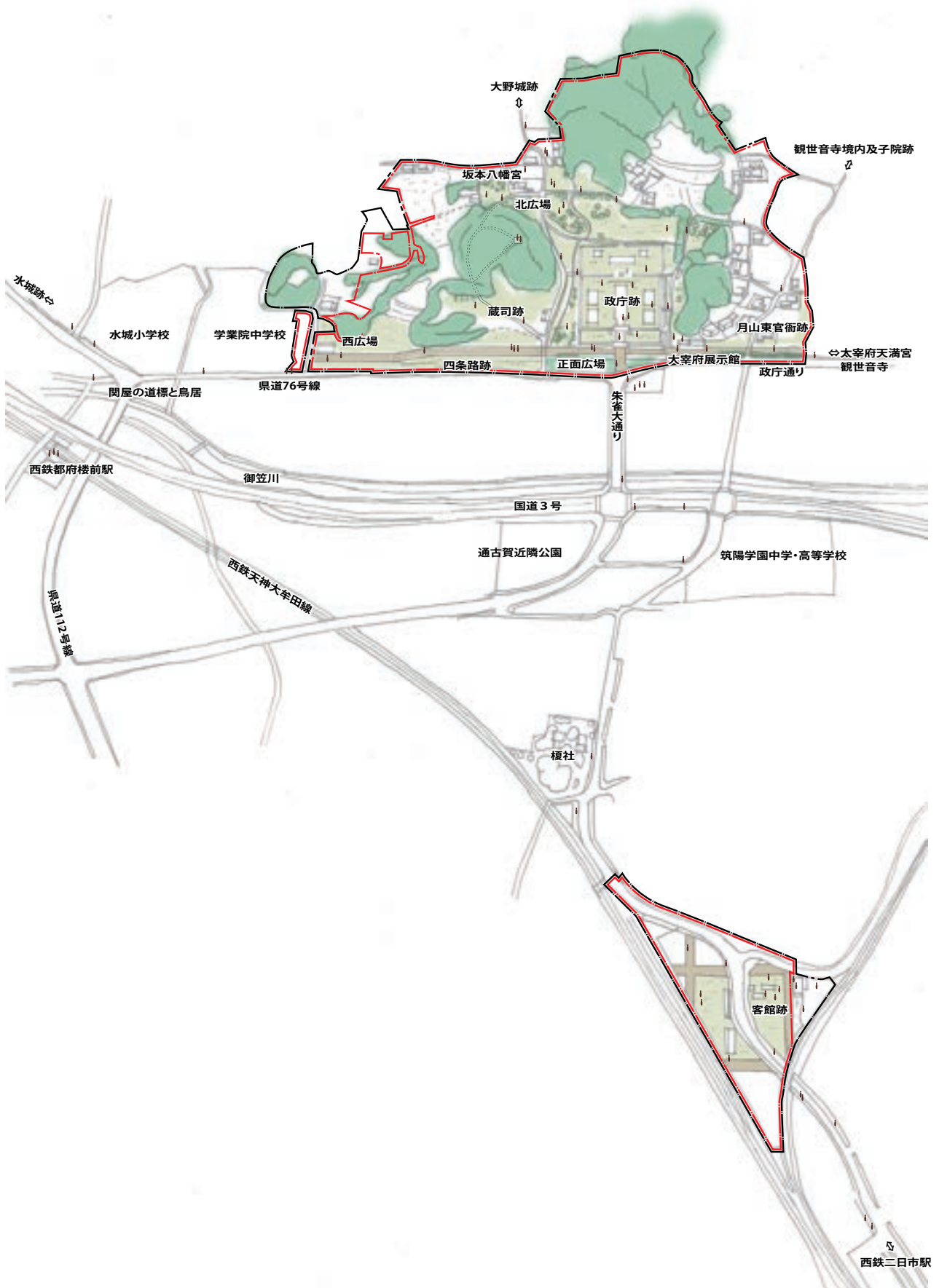


図9-3：特別史跡大宰府跡整備イメージ図